

おとどけセミナー

みんなちがって みんないい ～子どものけんりってどんなこと？～

「子どもの権利条約」に基づき、平成15年9月に全国で4番目に「多治見市子どもの権利に関する条例」を制定しました。子どもたちが安心して楽しくらすために、毎日の生活のなかで、大切なことを一緒に考えましょう♪

おとなや子ども向けなど、ご依頼に沿った内容でお話させていただきます。

- た のしくらす権利
- じ ぶんをたいせつにする権利
- み んとななかよくする権利



市役所の職員が地域に出向いて市役所の仕事を分かりやすく説明します。多治見市内在住・在勤・在学の5人以上のグループでお申込みください。裏面の申込書にご記入をお願いします。

お申込み・お問合わせ : 多治見市役所 暮らし人権課 (本庁舎1階)

電話 : 0572-22-1128 (直通) FAX : 0572-25-7233

E-mail: kurashi-jinken@city.tajimi.lg.jp